

令和5年度就労継続支援A型事業者

生産活動に係る収支の実態確認 について

令和4年6月13日付 4福監第660号通知

福島市福祉監査課

適性な事業運営に向けての留意事項

【新規指定時の取扱いについて】

- 生産活動に係る事業の収入(就労支援事業収益)から生産活動に係る事業に必要な経費(就労支援事業活動経費)を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画となっていることを指定申請時の事業計画書により必ず確認した上で、指定の可否を判断する。
- 指定の可否を判断できない場合、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断する。

適性な事業運営に向けての留意事項

- 新規指定の半年後を目途に実地指導を実施し、生産活動が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認する。

【適正なサービス利用等について】

- 就労継続支援の対象者が「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者」とされていることから、暫定支給決定期間中の利用実績、サービス管理責任者による評価等も踏まえ、一般就労や就労移行支援などの他の事業の利用の可能性を検討する。

就労継続支援A型事業所における利用者の賃金

- 「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。」及び「賃金の支払いに要する額は、原則として自立支援給付をもって充ててはならない。」
- 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(障障発第0330第2号、厚生労働省留意事項通知)に基づき、適切な事業運営を行っているかの実態を確認します。

生産活動に係る収支の**実態確認**

【提出書類】

- 就労支援事業別事業活動明細書
- 就労継続支援A型事業所 生産活動実態報告書

※指定基準に基づいて生産活動収支を確認するものですので、上記書類の提出がない場合、実地指導又は監査の対象とする。